

令和8年度 第2回 長野県契約審議会

日 時 令和8年9月9日（水）

15時00分～17時06分

場 所 長野県庁議会増築棟 第1特別会議室

1 開 会

（小池課長補佐）

本日は、大変お忙しい中、そして雨の中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

ただいまから「令和8年度 第2回 長野県契約審議会」を開会いたします。

私は、本日の司会を務めます会計局契約・検査課の小池でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の次第に従いまして進行してまいります。

委員の皆様におかれましては、令和8年9月1日から令和11年8月31日までの3年間、長野県契約審議会委員に御就任いただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、10名の委員に御出席いただいておりますので、「長野県契約審議会規則」第4条第2項の規定により、会議が成立していることを御報告いたします。

この審議会は公開での審議となり、会議録は、後日県のホームページで公表されます。会議の終了時刻につきましては、午後5時頃を予定しておりますので御協力をお願いいたします。

続いて、報道機関の皆様、傍聴の皆様方をお願いがございます。本日の資料は、審議会の御意見などにより修正される可能性がございますので、その点に十分御留意いただきますようお願いいたします。

それでは初めに、県を代表いたしまして、会計管理者兼会計局長の柳沢より御挨拶を申し上げます。

（柳沢会計管理者兼会計局長）

皆さん、こんにちは。長野県会計管理者兼会計局長の柳沢由里でございます。開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、また連日の雨でお足元の悪いところ御出席いただきましてありがとうございます。

お手元の次第にございますとおり、本日の審議会では、会長の選任等、審議会の運営に関する事、そして会議事項としましては、審議事項1件、報告事項4件について御審議いただく予定であります。

本会は、長野県契約審議会第5期となりまして、その初めての審議会でございます。第5期の委員の皆様には、新たに御就任いただきましたお二方を含め、12名の皆様に御就任いただいております。公私とも御多用の中、御就任をお引き受けいただきましたことに心より感謝申し上げます。

本審議会は、長野県の契約に関する条例に基づき平成 26 年に設置されまして、非常に活発な御審議をいただき、条例が掲げた四つの基本理念の実現に向けて大変大きな役割を果たしていただいております。

昨今におきましては、労務費や原材料費の高騰、あらゆる分野での人材不足など、地域社会が困難な状況にある中、入札・契約制度を通じて地域経済の健全な発展を目指すこと、これがますます重要になっているものと考えております。

こうした中で、第 5 期におきましては、契約の適正化はもちろんのこと、現下の課題、時代の変化に対応した取組の見直しや新たな取組について御審議をいただく機会が増えることと思っております。

委員の皆様には、専門的な知見やそれぞれのお立場での御経験を踏まえた忌憚のない御意見をいただき、基本理念の実現に向け、御協力をいただきますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

2 委員紹介

(小池課長補佐)

次に、委員の皆様を、会議資料の名簿順に御紹介いたします。

相澤久子委員でございます。

(相澤委員)

相澤です。どうぞよろしくお願いいたします。

(小池課長補佐)

本日は、オンラインにて御出席いただいております、秋葉芳江委員でございます。

(秋葉委員)

秋葉でございます。本日はオンラインで失礼いたします。よろしくお願いいたします。

(小池課長補佐)

岩片弘充委員でございます。

(岩片委員)

岩片と申します。よろしくお願いいたします。

(小池課長補佐)

岡田和枝委員でございます。

(岡田委員)

よろしくお願いいたします。

(小池課長補佐)

岡田委員は、長野県弁護士会より御推薦いただき、新たに御就任いただきました。
続きまして、木下修委員でございます。

(木下委員)

木下でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(小池課長補佐)

佐々木基委員でございます。

(佐々木委員)

佐々木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(小池課長補佐)

澤口太介委員でございます。

(澤口委員)

澤口でございます。よろしくお願いいたします。

(小池課長補佐)

本日は、オンラインにて御出席いただいております、西澤孝枝委員でございます。

(西澤委員)

西澤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(小池課長補佐)

濱民恵委員でございます。

(濱委員)

濱と申します。よろしくお願いいたします。

(小池課長補佐)

矢澤勝彦委員でございます。

(矢澤委員)

矢澤でございます。名簿に「前相談役」と書いてありますが、「前組合長」で、今は相談役でございます。よろしくお願いいたします。

(小池課長補佐)

大変失礼いたしました。

矢澤委員は、日本労働組合総連合会長野連合会より御推薦をいただき、新たに御就任いただきました。

なお、栗田晶委員、森俊也委員は、本日御都合により御欠席でございます。

次に、事務局の自己紹介させていただきます。

(濱契約・検査課長)

会計局契約・検査課の濱と申します。どうぞよろしくお願いいたします。委員の皆様には、このたび御就任をお受けいただきまして誠にありがとうございます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

(関技術管理室長)

建設部技術管理室長の関でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

3 会長の選任等

(小池課長補佐)

次に、本審議会規則第2条第1項に基づきまして、委員の皆様に会長を互選していただきます。

会長選任について、自薦・他薦を問わず、御発言がありましたら挙手をお願いします。

相澤委員、お願いします。

(相澤委員)

前任期にお務めいただいた佐々木会長が、また今回の会長に適任だと思いますので、いかがでしょうか。

(小池課長補佐)

ただいま佐々木委員の推薦がありました。委員の皆様、よろしいでしょうか。

< 「異議なし」の声あり >

(小池課長補佐)

では、佐々木委員に会長をお願いいたします。

佐々木会長は、会長席へ御移動をお願いします。

それでは、佐々木会長から御挨拶をいただき、長野県契約審議会規則第2条第3項による会長代理の指名及び会議の進行をお願いしたいと思います。

(佐々木会長)

ただいま会長に御指名いただきました佐々木でございます。重責でございますが、しっかり務めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

会を始める前に、一言御挨拶をさせていただきたいと思います。

前回の審議会のときにもお話しした記憶があるのですが、当長野県におきましては、入札契約制度が機能しないという不幸な時期が一時期ございまして、その反省を踏まえてこういった審議会ができたものと理解しております。

これは全国的にも極めてまれな制度だと思っておりまして、そういう意味でも、委員の皆様方の御協力を得て、しっかり務めていきたいと思っております。入札契約制度につきましては、もちろんその透明性や公平性が重要ではございますが、ただ、それだけを言っておりますと、では一般競争入札でいいのではないかという話になると思いますが、それでも、それでは、先ほど柳沢さんがおっしゃったような県政の発展や、あるいはいい企業を育てていくということはできないわけございまして、この入札契約制度というのは、一つの大きなツールとして企業を育てる、長野県政を発展させていくものだと思っております。

従いまして、非常に責任は重大だ感じておりまして、県の当局の皆様方がこれから県政を立派に推進していく上で、私どもがその一助となることができれば大変嬉しく思いますので、委員の皆様方の御協力をお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、会長代理をお願いしたいと思います。秋葉委員を指名させていただきたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

(秋葉委員)

謹んでお受けいたします。よろしくお願いします。

(佐々木会長)

よろしくお願いします。

4 説明請求審査部会の概要及び部会に属する委員の指名

(佐々木会長)

それでは、次第の4「説明請求審査部会の概要及び部会に属する委員の指名」について、事務局から御説明をお願いいたします。

(事務局)

資料1の1ページを御覧ください。

説明請求審査部会の概要について、御説明いたします。

「1 設置理由・委員構成」でございます。

(1) 設置理由です。「入札及び契約に係る苦情申立手続要領」により、県の契約の締結過程等について再苦情が申し立てられた際は、おおむね 50 日以内に答申をする必要がご

ざいまして、短期間の審議かつ専門的知識を要しますので、設置が決定されました。

(2) 委員構成です。当部会においては、紛争や法律に関する知識をお持ちの方、また対象となる案件の多くが建設工事等に関わるものであるということから、当事者と利害関係のない建設分野に精通した方に御審議をいただく必要があると考えております。

さらに、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないという守秘義務がございますので、少人数の部会として御審議をいただくことが適当との考えのもと、3名で構成をしております。部会に属する委員は会長に御指名をいただくこととなっております。

「2 審議内容」です。

当部会で審議する内容は二つあります。(1) ですが、県が行った入札・契約過程について苦情申立てがされ、当該発注機関の長から回答した内容について不服があり、知事に対して再苦情申立てを行った場合に御審議をいただきます。

もう一点、(2) ですが、県が発注した建設工事または建設工事に係る業務委託に関して、業務終了後に発注者が行う成績評価について、受注者から説明請求がされ、当該発注機関の長から回答した内容に不服があり、知事に再説明請求を行った場合に御審議をいただきます。当事者からの聞き取りを行うことも審議内容に含まれております。

次に「3 決議・報告です」

(1) 部会の決議ですが、「部会の決議をもって審議会の決議とする」と定めております。審議会への報告ですが、部会を開催した場合における内容につきましては、その後直近で開かれる審議会で御報告することとしております。

最後に「4 直近5か年の開催状況」です。

表に記載のとおり、令和6年度に部会を開催しておりまして、資料には記載しておりませんが、本年6月にも部会を開催しており、こちらについて報告事項として後ほど御説明いたします。内容につきましては、全て成績評価の結果についての再説明請求でございました。

説明は以上です。

(佐々木会長)

ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問等ございますか。

< 発言なし >

(佐々木会長)

特にございませんか。それでは、先ほど御説明がありましたとおり、部会に属する委員を会長の私から指名させていただくことになっておりますので、岩片委員、岡田委員、本日御不在でございますけれども、栗田委員を指名させていただきたいと思っております。お三方には大変御苦勞をおかけしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

5 長野県の契約に関する条例及び取組方針の概要

(佐々木会長)

次に次第の5「長野県の契約に関する条例及び取組方針の概要」について、事務局から御説明をお願いします。

(事務局)

2ページの資料2を御覧ください。

長野県の契約に関する条例及び取組方針の概要について、簡潔に御説明いたします。

本県では、長野県の契約に関する条例を制定し、平成26年4月から施行しております。条例の目的は、契約制度を活用して一定の行政目的を実現することで、県民の福祉の増進を図ることです。

条例で定める四つの基本理念、内容、効果は記載のとおりでございます。

3ページを御覧ください。

条例の基本理念を踏まえた契約の締結及び履行の確保をするため、県が取り組むべき方針を定めた長野県の契約に関する取組方針を平成26年10月に策定、運用しております。こちらの取組方針につきましては、今年度の契約審議会で報告事項として個々の項目の取組の状況を御報告しております。

3ページ下部は、長野県契約審議会の位置づけ等を記載しております。契約に関する県の取組を基本理念の実現に資するものとするため、取組方針の策定・変更、その他契約に関する重要事項について調査・審議する機関として、長野県契約審議会を設置しております。

こちらの契約に関する重要事項、契約審議会で調査・審議を行う内容について、県でまとめたものが4、5ページの資料となっております。こちらの内容については、現状に合うよう8月に見直しを行っております。大きな変更点としては、ウとして記載しておりました個別の契約に関する経緯等の審議について、長野県の建設工事請負人等選定委員会の審議に付して決定している内容でございますので、項目としては削除し、説明請求に関する調査・審議の中で取り扱う可能性のある内容でございますことから、エの個別の契約に関する経緯等の説明請求に関することとして整理しております。

その他の記載の内容につきましても、現状に合わせて変更しております。御確認いただければと思います。

説明は以上です。

(佐々木会長)

ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問等ございますか。

< 発言なし >

(佐々木会長)

それでは、特に御質問等ございませんので、この件については説明を承ったということにしたいと思います。

6 長野県の契約状況等の概要

- (1) 製造の請負、物件の買入れ及びその他の契約の契約状況
- (2) 受注希望型競争入札の実施状況、建設工事等における全国落札率の推移
- (3) 森林整備業務の契約の状況等

(佐々木会長)

次に、次第の6でございます。「長野県の契約状況等の概要」について、事務局から御説明をお願いいたします。

(事務局)

会議事項に入る前に、長野県の契約状況の概要について、事務局から情報提供をいたします。

資料3-1を御覧ください。

初めに、製造の請負、物件の買入れ、その他の契約の令和7年度の契約実績について、前年度の比較を交えて御報告いたします。

集計の対象は、一般競争入札、公募型見積合わせ及び公募型プロポーザル方式としております。

まず、表の上段、製造の請負です。これは、印刷や制服、横断幕の製造などを行うもので、件数は減少、金額は増加しております。件数の減少は令和6年10月から、県庁発注の公募型見積合わせの対象金額を2万円以上から10万円以上に変更したことにより、公募型見積合わせによる案件が減少したことが主な理由です。金額の増加は、参議院選挙に伴う投票用紙や選挙公報の印刷といった大口の案件の発注が主な理由です。平均落札率は86.9%でやや増加し、平均応札者数は1.8者でやや減少しております。

次に、表の中段の物件の買入れですけれども、こちらは自動車、事務用品、燃料等の購入を行うもので、件数は減少、金額は増加しております。件数の減少は製造の請負と同様に、県庁発注の公募型見積合わせの対象金額を変更したことによるものです。金額の増加は県立高校の電子黒板の購入等大口の案件の発注が主な理由です。平均落札率は87%でやや増加し、平均応札者数は1.9者で平年並みとなっております。

次に、その他の契約ですが、保守点検、廃棄物の運搬処理などの業務委託や物件の借入れ等を行うもので、件数、金額共に増加しております。件数はホームページ用のサーバーの借入れ等、複数年契約の開始年度に当たる案件が多かったことや、公募型プロポーザルの実施件数が増加したことによりです。また、金額の増加は県立学校における仮設校舎の借入れや、次期県立学校ネットワークシステムの環境整備業務等、大口の複数年契約が締結されたことによるものです。平均落札率は90.3%、平均応札者数は1.6者で平年並みとなっております。

なお、受注者のうち県内に支店を持たない県外本店との契約件数、金額ですが、物件の

買入れは金額、その他の契約は件数・金額ともに増加しております。こちらは、政府調達
の案件や県内で受注できる者がいない案件など、地域要件を設定することができない案件、
公募型プロポーザルの案件など、具体的には電力調達やシステム構築といった大口案件等
がございますけれども、こちらの発注で該当業者の落札があったことが影響しております。

最下段、3契約の合計については記載のとおりです。引き続き、県の契約条例の基本理
念に基づき契約の適正化や、総合的に優れた契約の締結などの取組を進めてまいります。

説明は以上でございます。

(事務局)

7ページの資料3-2を御覧ください。

受注希望型競争入札の実施状況について御説明いたします。

7ページは建設工事、8ページが建設工事に係る委託業務でございます。集計は、環境
部、農政部、林務部、建設部、企業局といった部署の集計をしております。教育委員会、
あるいは県警は含んでおりません。

「Ⅰ 受注希望型競争入札の実施状況」、(1)月別・年度別の状況でございます。令和
6年度、7年度の状況は記載のとおりでございます。受注希望型競争入札は、発注機関が
明示した要件を満たし、受注を希望する者が応札する入札方式ということになりまして、
いわゆる競争入札でございますが、県で行っている受注希望型競争入札というものとなり
ます。

状況は記載のとおりでございますが、7年度の契約件数を見ていただきますと1,427件、
1工事当たりの平均参加者数は6.5者、平均落札率が94.9%となっております。

続きまして、(2)の近年の入札状況でございます。

平成20年度からの推移を年度ごとのグラフで示しております。ここ数年契約率は御覧
のとおり僅かに減少、一方で、平均参加者数は上昇しているというところでございます。

(3)地域振興局単位は、長野県を10ブロックに分け、地域ごとの状況を示したもので
ございます。

御覧いただければと思いますが、7年度の最下段、地元受注率(金額)という欄でござ
いますけれども、これがブロック内で発注された工事における地元企業の受注割合をパー
センテージで示しているもので、その数値が高いほど地元企業の受注が多いということ
を表しております。

令和7年度におきましては、木曽と北信地域が、見ていただくとおり56%、50%となっ
ておりますが、これについては、金額の大きい橋梁工事やトンネル工事があったというこ
とが影響しております。地区外の業者が受注しているということとなっております。

続きまして、8ページをお願いいたします。

こちらが先ほど御説明しました委託業務になります。同じように、6年度、7年度の状
況を示しております。7年度の契約件数が1,183件、平均参加者数が13.0者、平均落札率
が89.9%となっております。

下の、(2)近年の入札状況を御覧ください。落札率は前年度と同じですが、ほぼ横ばい
の状況、参加者数につきましては、やや減少していますが、令和5年度とほぼ同等という
ような状況になっております。

最後に、最下段の「Ⅱ 総合評価落札方式の状況」を御覧いただければと思います。工事・委託共に平成7年度も6年度と同様な実施状況となっております。先ほど受注希望型競争入札の契約件数を御説明いたしましたが、そのうち約6割で総合評価落札方式を採用しているという状況です。

また、工事の欄におきましては、災害対応や除雪など、地域を支える地元企業を評価する地域貢献型というものを行っておりまして、全体の約3割で実施している状況でございます。

引き続き、9ページをお願いいたします。

建設工事等における全国の落札率の推移、資料3-3でございます。こちら平成18年から建設工事及び委託業務について落札率の推移を確認しているものでございますが、こちらについては、私どもの独自調査で全国の都道府県を対象として落札率の調査を実施しているということで、例年にならって今年度も状況を御報告いたします。

なお、現時点でまだ四つの自治体から回答を得られていないところでございまして、速報値として御覧いただければと思います。

状況は、建設工事では、長野県の平均落札率が94.9%、これに対しまして、隣接8県の状況が95.2%、全国平均が94.1%という状況でございます。隣接県よりは下回っているものの、全国平均は上回っているという状況でございます。

委託業務も同様でございます。長野県が89.9%、隣接8県が90.4%、一方で、全国平均が87.9%という状況でございます。

なお、先ほどの受注希望型競争入札の実施状況についてですが、お手元に参考資料として今年度の8月までの状況をお示ししております。これにつきましては、この6月に低入札価格調査制度を改正したということで、落札率の状況の推移を確認するためにお示ししているものでございますが、まだ2か月程度ということでございますので、今後も落札率については注視していきたいと考えています。

説明は以上になります。

(事務局)

森林政策課から10ページの資料3-4、「森林整備業務の契約の状況等」について御報告いたします。

「1 森林整備業務の内容」でございます。保安林及び県有林の維持管理を図るために行います植栽、下刈、除・間伐といった森林の保育作業、最終的な収穫作業を対象としております。

「2 入札方式」、「3 ダンピング等の対策」は、建設工事と同様の制度で対応しております。

「4 総合評価落札方式制度」は、予定価格300万円以上で技術的に難易度が高い業務を対象としているところでございます。

「5 契約の状況」でございますけれども、令和3年度から7年度までの5か年の状況を整理しております。表の上から5行目、括弧書きでお示ししております契約件数につきましては、令和7年は24件という状況で、近年減少傾向にあるところでございます。

その他の平均契約額、応札者数、落札率等につきましては、年度ごとに多少の増減はあ

りますが、おおむね横ばい傾向と把握しているところでございます。

簡単ではございますが、資料3-4は以上でございます。

(佐々木会長)

ありがとうございました。

ただいまの契約状況等につきまして、御質問、御意見等ございますか。特によろしいですか。

< 発言なし >

(佐々木会長)

それでは、特に御意見もないようでございますので、この件については説明を承ったことにしたいと思います。

7 会議事項

(1) 前回審議会の振り返り

(佐々木会長)

次に次第の7でございます。会議事項(1)前回審議会の振り返りについて、事務局から御説明をお願いします。

(事務局)

11 ページ、12 ページ、資料4を御覧ください。

6月に開催しました令和8年度第1回契約審議会の振り返りとして整理したものでございます。前回審議会におきましては、改めてこの場で回答するような御質問はございませんでしたので、誤った趣旨となっていないか御確認をお願いいただければと思います。

説明は以上でございます。

(佐々木会長)

ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございますか。

< 発言なし >

(佐々木会長)

特にないですね。それでは、この内容で問題がないようでございますので、次の議題に移らせていただきます。

(2) 審議事項

入札参加資格の審査項目の見直し

(ア) 製造の請負、物件の買入れ及びその他の契約

(イ) 建設工事

(ウ) 森林整備業務

(佐々木会長)

それでは審議事項に入りまして、入札参加資格の審査項目の見直しについて、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

契約・検査課から、入札参加資格の審査項目の見直しについて御説明いたします。

資料5-1、13ページをお願いいたします。

現在、県の入札参加資格の有効期間については、令和7、8、9年度の3年間となっております。来年度末が有効期間の終期となりますので、次回、令和10、11、12年度の新たな3年間の入札参加資格の定期審査について、来年度令和9年度の後半に行う予定としております。それに合わせて、資格の審査項目の見直しをしたいというものでございます。

製造の請負等3契約、建設工事、森林整備と順次御説明いたします。

まず、製造の請負等3契約の入札参加資格ですが、13ページの1の(1)にありますとおり、基本要件を満たすことを確認の上、経営規模等の審査合計点に応じて契約の種類ごと等級を区分しているところです。

その下、(2)に契約の種類と等級について表にしてお示ししております。A～Cの等級に応じ、参加できる入札に制限がございます。

その下、審査合計点ですが、①経営に関する項目、②製造設備に関する項目、それから県内に本店を置く事業者を加点対象とします③信州企業評価項目の三つの項目により決まっております。今回このうちの③信州企業評価項目について見直しを行いたいものです。

13ページの一番下に、信州企業評価項目の考え方をお示ししてございます。県の施策と合致するものや多種多様な業種で対応可能なもの等の考え方に配慮して設定しているところでございます。

具体的な見直し内容について、14ページで御説明いたします。

「2 信州企業評価項目の見直し」でございます。大きく2項目について見直しを行いたいものです。

まず、(1)としまして、労働環境の取組の中に奨学金返還支援制度を設けている場合に加点対象とするものです。奨学金返還支援制度については、米印で記載しております。後ほど御覧いただければと思います。若年層の採用が困難である現状、企業が若手社員の就業促進を図る取組を評価したいものです。

続きまして(2)です。労働環境の取組の一部を従来評価しておりました職場いきいきアドバンスカンパニーの認証に統合いたします。具体的には、これまで加点対象としていた社員の子育て応援宣言の登録、それから育児・会后休業の取得実績ありについて、特に社員の子育て応援宣言は、宣言をすれば足りていたという観点、それから実際の労働環境

整備の取組に対して評価をする観点、また、従来のこの二つの取組が職場いきいきアドバンスカンパニー認証の要件となっていることから、統合をしたいものでございます。

(3) としまして、見直し後の評価点数をまとめております。黄色く着色しました項目が今回見直しを行う箇所となります。

説明は以上でございます。

(事務局)

続きまして、建設工事の入札参加資格の審査項目の見直しについて御説明いたします。

資料5-2、15ページを御覧ください。

「建設工事の一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について」でございます。

まず、「1 建設工事入札参加資格について」でございますが、資格要件につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、(2) 資格総合点数でございます。こちらにつきましては、業種ごとに経営事項審査の総合評定値と、県内本店企業に限り、信州企業評価項目について加点して、総合点数を出してございます。なお、信州企業評価項目につきましては、経営審査事項の総合評定値の25%までとしております。

こちら、令和7、8、9年の土木一式工事のランクを示してございます。こういった形で、中にはとび・土工や舗装といったものについて定めてございます。

「2 信州企業評価項目の考え方」でございます。そちらに記載のとおりの方で信州企業評価項目を決めてございます。

16ページにつきましては、今回審査項目の見直しをリストにしたものでございます。分かりにくいものですから、もう一枚めくっていただきまして、A3 見開きのページを見ていただけたらと思います。

こちらにつきましては、左右開きで、左側が現在の7、8、9年の信州企業評価項目でございます。そして右側につきましては、新たな10、11、12年の信州企業評価項目が記載されてございます。

こちらについて御説明いたします。大きな三つの柱については変わりございません。その中で、より企業の努力を評価できるよう考えてまいりました。

まず最初に、評価年数が2年、3年、4年とばらばらであったものを、全て許可期間に合わせ3年に統一しています。

まず、一番上の段の技術力についてでございます。7、8、9年で評価しておりました民間資格、こちらは個人の資格になりますので廃止し、10、11、12年では、長野県の優良技術者表彰が発注者推薦方式となり、様々な業種で受賞していることを踏まえ、全業種へ拡大することといたしました。また、国の様々な企業表彰を鑑み、最大加点を50点としております。

また、災害時に事業継続が必要であることから、国土交通省の災害時の事業継続力認定を受けている場合、加点することといたしました。

続きまして、雇用環境でございます。この中で、休業制度実績、そしてワーク・ライフ・バランスのうち、社員の子育て応援宣言及び雇用維持、安定雇用を廃止し、新ワーク・ライフ・バランスに統合いたします。これらにつきましては、職場いきいきアドバンスカン

パニーの認証制度内の項目として盛り込まれているため、統合といたしました。また、県の施策として推していくため点数を倍増し、最大加点を 30 点としております。

続きまして、若年雇用でございます。現在は、雇用した場合に加点しておりましたが、採用したくても採用できない現状を踏まえ、採用による加点を廃止し、採用に向け奨学金を支援する制度を設けている場合に加点といたしました。

続いて、女性活躍でございます。内容は従来と変わりませんが、県の施策として推しているため、点数を倍増といたしました。

最後に、社会的責任・貢献でございます。令和 7 年度末をもって第 5 期長野県廃棄物処理計画が終了したため廃止としております。

建設工事は以上でございます。

(事務局)

続きまして、森林政策課から、18 ページ、資料 5－3 の「森林整備業務の入札参加資格の審査項目の見直し」について御説明いたします。

見直し内容は 18 ページの一番下でございますとおり、信州企業評価項目について見直し内容が 2 点ございますけれども、その他変更がない部分につきましても、特徴的な内容を御説明いたします。

1 の (1) 資格申請要件でございます。エとして、業務管理者、専門技術者、技術作業員の 3 種類の技術職員を名簿に登録することが必要でございます。

(2) の資格総合点数でございますけれども、アの客観的事項とイの信州企業評価項目の評定値を合計して算出いたします。例として掲載しております伐採業務の発注標準表におきましては、資格総合点数により A から C のランクを設定し、入札参加可能な業務を予定価格で区分しているところでございます。

その下の信州企業評価項目の設定の考え方でございますが、森林整備業務におきましては、④の労働災害の発生防止に関連する項目を重視しているところでございます。

続いて、2 の信州企業評価項目の見直しについて、続く 19 ページの資料により詳細を御説明いたします。19 ページを御覧ください。

こちらの表は、森林整備業務における加点項目の具体的な内容です。変更後のものを朱書き、変更前のものを青書きとしてございます。

資料上段の客観的事項につきましては、今回変更がございませんので説明は省略いたします。

信州企業評価項目の 1 点目の変更内容でございますが、表の中段、雇用環境の労働福祉の項目につきまして、従来から設定しておりました技術職員を新規雇用した場合の加点を 5 点から 10 点に倍増を考えております。

また、前段に説明がございました製造の請負等 3 契約と建設工事と同様の内容でございますが、奨学金の返還支援制度に対する加点を新たに追加してございます。

2 点目の変更内容でございますが、これは建設工事における対応と同様で、各項目に該当するかどうかを判断する対象期間が 2 年間となっているものを、定期申請の間隔に合わせた 3 年間に変更するもので、直営能力、労働福祉、労働災害、信用状態、この 4 項目を修正することを考えているところでございます。

資料５－３の説明は以上でございます。

(佐々木会長)

ありがとうございました。

では、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等お願いいたします。

どうぞ、木下委員。

(木下委員)

木下ですけれども、２点お願いします。

まず、従業員の奨学金返還支援制度ですが、従来この制度は県の返還支援制度とセットで運営されていたと思いますが、今後も同じように企業独自ではなくて、県とセットした制度を対象にされているのかどうかを確認したいと思います。

２点目は、細かい質問ですが、女性活躍の項目の主任技術者となる資格を有する女性というのは、どのようなレベルの人を想定されているのか。具体的な資格とか、そういったものが示されているのかどうかをお聞きしたいと思います。

(佐々木会長)

いかがでしょうか。お願いします。

(事務局)

まず、奨学金のものにつきましては現在確認が取れておりませんので、しっかり確認させていただきます。次回御報告したいと思います。

それと、女性の主任技術者の資格につきましては、現在建設工事に向けた入札制度の中で求めているものと整合を取っておりまして、しっかりお示しできるようにしてまいりたいと思います。

(木下委員)

全県で統一される基準というものを示しておらないと、いろいろなトラブルの基だと思っていますのでお願いします。

従業員の奨学金返還支援制度は、要するに県と企業が同じ金額を出しているのですね。５年で１２０万円とかという。だから単純にうちの会社はこういう制度がありますという企業独自のものではなくて、県が半分、企業が半分という制度を今までやってきたのですね。ですから、同じように続けるにはおそらく県の予算の裏づけがないとできないと思いますので、そこら辺をしっかり確認しておきたいと思います。

(産業労働部労働雇用課)

県の産業労働部のほうでやらせていただいている企業向けの奨学金返還支援に関して補足いたします。県のほうでは、企業が従業員のために返還支援を行って実際に経費負担が生じた場合に、その負担に対して支援をする形になります。

補助率としては１０分の１０という形で、企業の従業員に対する返還支援を、県が御支援

して、従業員の定着、離職防止というところにつなげていただいているところになります。

(佐々木会長)

木下委員、よろしいですか。

(木下委員)

要するにその制度を続けられるかどうかという質問をしています。この奨学金返還支援制度を、同じように続けることを対象にして加点をするのですかという質問でした。

(産業労働部労働雇用課)

制度といいますか、県が行う本事業の継続についての御質問という認識でよろしいですか。

(木下委員)

そうです。

(産業労働部労働雇用課)

令和8年度実施しておりまして、引き続き来年度も予算要求はしていきたいと考えておりますが、事業の継続可否はあくまでも議会での予算成立次第にはなってしまうんですけれども、現在利用いただいている企業、御支援している従業員もだんだん増えてきておりますので、そこはこちらも積極的に御支援し、県内企業の人材の確保・定着につなげてまいりたいと考えております。

(佐々木会長)

よろしいですか。

(木下委員)

結構です。分かりました。

(佐々木会長)

濱委員、どうぞ。

(濱委員)

濱と申します。よろしくお願いいたします。

まず、18 ページの森林整備の1の(1)のオの表現ですが、「各種保険等」に加入していること、この各種保険等というのは何を指していらっしゃるのでしょうか。

(事務局)

建設工事と同様に資格要件に厚生年金への加入もあり、「保険」という表現だけでは足りないもので、例えば年金制度への加入も含めて「等」という表現にさせていただいております。

ます。

(濱委員)

「各種」となるといろいろな保険があるというところで、表現があいまいなので、御検討いただきたい。

とすると、15 ページの建設工事の入札参加の 1 の (1) のカ、ここは「社会保険に加入」と 1 本に限定しています。これはなぜですか。社会保険だけに入っていて、労働保険、雇用保険には入っていないかという誤解を招いてしまう気がします。社会保険だけに入っていればよろしいですか。

(事務局)

入札参加としては社会保険の加入は絶対としておりますが、いわゆる退職金制度やそういったものは特別には。

(濱委員)

聞きたいのは、審査の項目としての社会保険、社会保険は健康保険と厚生年金のセットだと思いますが、その保険制度に入っていれば審査項目を完了するという表現も審査項目で限定していいのかということをお聞きしたいです。

今、森林のほうは「各種保険等」という「等」でくくっています。それはきっと、イメージでいうと労働保険、労災と雇用保険が入ってしかりでしょう。雇用保険とか社会保障の制度の保険に加入しているということであれば分かりますが、社会保険 1 本という表現の仕方だと、審査の項目なので限定し過ぎてはいないかというところを検討いただければと思います。次回でよいので、こういった表現で限定し過ぎているような気がするので、御検討ください。

もう一つです。14 ページの黄色でくくってあるところの「育児・介護休業の取得実績(直近 4 年)あり」ということで、この休業制度が、たぶん変更のワーク・ライフ・バランスの休業制度の実績というところに一本化されての最大 30 点という加点になったという理解でよろしいですか。

(事務局)

14 ページに記載している御指摘の育児・介護休業の取得実績については、製造の請負等 3 契約になります。製造の請負等 3 契約については、この 14 ページの評価点数に記載の表の右側に「評価点数」とございまして、1 項目 1 点ないし 2 点の点数となっております。ですので、製造の請負等 3 契約については、職場いきいきアドバンスカンパニーで 1 点という形になります。先ほど委員の御指摘のありました最大 30 点というのは建設工事になります。

(濱委員)

そうですね、すみません。育児・介護休業とひとくくりにしての 4 年実績という、もう今、男性は育児休業を取って当たり前の時代にあるんですね。結構育児休業の取得実績

は取られるんじゃないかなと、簡単に点数が来るんじゃないかなと。それから介護もとて増えてきているんです。去年 10 月 1 日の法改正で育児のための柔軟な働き方制度という法律ができました。子の看護と休暇とか有給化にするだとか、子育てがあるけれども小学校に入るまでの柔軟な働き方をしたの両立支援ということが国のほうの制度で出ているので、育児・介護休暇制度実績 4 年というのは、もう当たり前を取ってしまうのではないかという気持ちが、現場を見ているとしています。

建設のほうでは最大 30 点とした休業制度とは何かと思って。会社が受注が入らなくて休業するからというのも休業ですね。育児で休業するのは社員の休業です。育児と介護で休業する、会社の都合で仕事を休ませなければいけない休業もある。この休業制度というのは何の休業を言っているのか最大 30 点とワーク・ライフ・バランスにつなげたのかということろを御説明ください。以上です。

(事務局)

今回の新しいワーク・ライフ・バランスと職場いきいきアドバンスカンパニーの認証でございますので、そのどれか一つで 10 点という形です。特にこちらで休業についてはなかったと思うんですが。

(濱委員)

分かりました。職場いきいきアドバンスカンパニーのワーク・ライフ・バランスコースのところの休業と出てくるのは、育児・介護休業利用実績とあるので、ここでは休業の実績とありますけれども、育児・介護ということの理解でよろしいということですね。分かりました。これも簡単な実績、1 件でもいいわけですね。簡単に加点には行くのではないかという気がしております。

点数が上がっての入札の件数を増やすということを念頭に置いてあるのであれば、当たり前前に実績がどの会社も取れていける時代になってきているのではと思います。

(事務局)

委員のおっしゃるとおりで、取りやすいものかと存じますが、やはり従業員のために努力している企業については加点して点数を高くしてあげて、より上位のランクに行けるようにということを考えておりますので、このようにさせていただいております。

(濱委員)

ありがとうございます。

(佐々木会長)

澤口委員。

(澤口委員)

澤口でございます。建設工事の関係で 1 点伺いたいんですが、今回入札参加資格審査において、建設ディレクターの認定者の雇用に 10 点の加点ということで新設を検討さ

れているということでございます。16 ページに理由等は書いてあります、技術者が本来の現場管理に集中できる云々と書いてありますが、たぶん建設業も働き方改革だとか、技術者の負担軽減が言われておりますけれども、さらには企業の労務者管理の改善、こんなようなことも目的としているのかなと理解はしているんですが、この政策目的について、県としてももう少しさらに細かく明確化されているのか、県として何に期待してこれだけ加点するのかという部分、また、これはいろいろな場面で私も申ししておりますが、企業規模や地域によってどうしても差が生じてしまうのかなと懸念しております。簡単に言うと取得のしやすさに差が生じて、結果としては入札の公平性に影響が出る懸念もあるのかなと思っております。

特に県として、この加点に当たって中小企業が不利にならないように、どんなような配慮をしていくのか、またされているのかがあれば、この2点について御回答いただければと思いますのでお願いします。

(事務局)

建設ディレクターについて御質問をいただきました。建設業界では、担い手不足が深刻化する中、建設工事等の生産性向上を図るとともに、技術者等の負担軽減による労働環境を改善し、人材の確保・定着につなげていく必要がございます。

建設ディレクターとは、工事施工に関わるデータの整理及び処理、提出書類の作成や ICT 業務等を行い、現場とオフィスをつなぎ支援することで、技術者が品質管理や技術の継承などに集中できる環境をつくり出すことで、現場技術者の負担を軽減し、作業の効率化と就業時間の短縮を図る効果的な取組として、働き方改革への取組につながるものと考えております。

建設ディレクターとして新規に雇用する場合もあると思いますが、現在雇用されている方が資格を取得することができますので、地域差は少ないと考えております。

建設企業に対する支援として、令和7年度は県内4会場で県内に本店を有する建設企業を対象に、建設ディレクターの取組や導入効果、具体的な活用事例等の最新情報をお伝えるセミナーを開催いたしました。

本年度においても、建設ディレクターの早期活躍を促す研修会を開催することで、現場技術者の負担を軽減し、職場の効率化と就業時間の短縮を図ることを目指しております。

以上でございます。

(佐々木会長)

私からも質問です。建設ディレクターは設立時に私も関わったものだから、こうやって公的に認められて加点の対象になるというのは隔世の感があってうれしいことはうれしいですし、確かに今おっしゃったように、事務の職員などでも資格を取ればディレクターとして機能するわけなので、そういう意味でやりやすいといえればやりやすいのですが、実際問題として、県の企業で建設ディレクターはどのぐらい普及しているのですか。分かりますか。

(事務局)

正確な人数は分かっておりませんが、現在 50 社程度が雇用しているというところまでは分かっています。

(佐々木会長)

そうですか。木下委員、このディレクターは広がる感じはありますか。

(木下委員)

建設ディレクターの資格を取るにはそれなりの費用がかかりますが、それでも今の 50 社という数は意外と少ないという印象を持ちました。ただ、業界の動向とすれば、建設ディレクターという資格を持っていなくても、現場技術者の負担を軽くするためにバックアップ、女性が多いのですけれども、そういう人を配置する企業は増えてきたと思います。

それから、建設ディレクターという資格を取る必要があるのかどうか私は疑問ですが、確かにそういったディレクターといったような資格の目標があったほうが、やはり女性事務員もモチベーションが上がるし、良いことではないかと思います。

もう少し取得費用が安くなれば良いかなと思います。私見ですけれども、もう少しコストダウンしてもらえばもっと広がると思います。

(佐々木会長)

ありがとうございました。

西澤委員、どうぞ。

(西澤委員)

加点項目の中にないんですけれども、長野県の優良技術者表彰というのがございます。これを県が発注した建設工事等及び建設工事に係る委託業務においてその成績や取組が特に優れている技術者を表彰することによりというところが要項に書いてあります。この表彰の部門は一般部門と若手部門とすると、表彰技術者とその所属する企業を表彰するという要項があるんですが、これが加点項目に入っていない、リンクしていないのはなぜでしょうか。非常にいい表彰だと思うんです。若手の方が自分が表彰されたことで、40 歳以下の方が表彰されたことで加点がされるというところはモチベーションのアップにもつながると思いますが、そことリンクしない理由、加点項目に入っていない理由を教えてください。

(事務局)

技術力の項目において優良技術者の項目がありますが、こちらでは最大 50 点ということで加点をしております。建設工事の信州企業評価項目の中の技術力、一番上の項目ですが、そちらの中で優良技術者表彰、県のものや国の表彰について加点するように項目は設けてございます。

(西澤委員)

そうですか。では、ここの信州企業評価項目の中ではなくて、ほかのところで加点され

ているという理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

いいえ、信州企業評価項目の中で、見開きの17ページを御覧いただけたらと思います。こちらの上のほうに技術力がございまして、令和7、8、9年も加点対象としておりまして、令和10、11、12年につきましても、全業種に拡大して加点したいと思っております。

(西澤委員)

分かりました。私、こちらのほうだけ見ていました。失礼しました。理解できました。ありがとうございました。結構です。

(佐々木会長)

私から1点だけ。細かい話で恐縮ですが、月給制の評価を削りますね。これはどういうお考えですか。

(事務局)

こちらは多くの企業で採用しておりまして、それで廃止といたしました。また、ワーク・ライフ・バランスの職場いきいきアドバンスカンパニーの内容項目を見ますと、月給とまでは書いてございませんが、そういった雇用の維持や安定雇用についての項目が多数ございますので、そちらでカバーできると考えております。

(佐々木会長)

月給制を推奨することは変わらないわけですか。

(事務局)

さようでございます。

(佐々木会長)

分かりました。

では、秋葉委員、どうぞ。

(秋葉委員)

ありがとうございます。私が聞き漏らしていたら恐縮ですが、災害時に緊急的に地域で対応してくださる事業者さんという仕組みがあったかと思うんですが、そういう形で緊急のときに対応して下さった事業者さんを評価するというようなところは、どこに入っておりますでしょうか。建設とか森林とかが該当するんだろうとは想像しているんですが、音声途切れ途切れなところがありまして、聞き漏らしていたら大変恐縮ですが、教えてください。

(事務局)

一つは技術力のところにもございます事業継続力で評価してございます。信州企業評価とは別でございますが、総合評価落札方式で災害時に対応してくれる業者さんを評価する方式で入札も行っております。

(秋葉委員)

入札資格審査のところではなくて、個々個別の入札のときに評価するということですか。

(事務局)

個別の入札の際に、災害時に協力してくれる業者さんについては評価を高くして落札しやすくできるような方式で入札を行っております。

(秋葉委員)

なるほど。なので、そこに協力するということが、この入札参加資格の点数が上がるわけではないということですか。

(事務局)

さようでございます。

(秋葉委員)

それでいいんでしょうか。方向として、災害時になかなか協力してくださる事業者さんというのが限られていてという話が、少し前でしたがあったように記憶をされていて、地域全体でこういった災害もどんどん増えていく方向だと思うんですね。そういうときに、地域の事業者さんが本当に頑張って地域のためにという、とりわけ規模のそんなに大きくない事業者さんが頑張っているというのが実感できるような評定になるとよいのかなと思った次第でございます。

(事務局)

御意見ありがとうございます。現在のところ、そういった災害時に活躍していただいている業者に対する信州企業評価項目というのは設けておりませんが、一度持ち帰らせていただきまして、内部で検討させていただきます。

(秋葉委員)

本当に災害が増えていて、そこに対応してくださる方はどんどん貴重になっていくと思いますので、ぜひ前向きな御検討を期待しております。ありがとうございます。

(佐々木会長)

ほかによろしいですか。

< 発言なし >

(佐々木会長)

ほかに意見がないようでございます。いろいろ御質問、御意見をいただきましたが、検討されるということもあったので、それはできれば次の審議会で御報告していただけるということでよろしいですね。そういうことで、この件についてはおおむね適当ということにさせていただいてよろしいでしょうか。

< 「はい」の声あり >

(佐々木会長)

ありがとうございました。

それでは、ここで5分程度休憩を取らせていただきたいと思います。

【 休 憩 】

(佐々木会長)

それでは再開したいと思います。報告事項に入ります前に、先ほどの秋葉委員の御質問に対して、県のほうで追加しておっしゃることがあればお願いいたします。

(建設部技術管理室 関室長)

先ほど秋葉委員から御意見をいただきました災害時に頑張っている企業に加点したらというお話がございました。

先ほどの回答の中では、総合評価落札方式の中で加点をしているというお話もし、持ち帰ってという御答弁をいたしましたが、総合評価でまず加点をするということは、入札個々に対しての加点でございますので、非常に重いものでございます。そこで加点をする、さらにこの入札参加資格で加点するとなると、二重計上ということにもなりますので、工事の内容によりまして、道路工事や何かでのり面を切って吹付けなどの危険を伴うような工事については、そういった災害の実績のある業者をより評価する等で、そういった災害対応というところの加点をしておりますので、先ほど持ち帰ってと御答弁いたしましたが、入札参加資格での加点ではなくて、総合評価、入札時において加点をしていくという方向できちんと企業を評価してまいりたいと思います。よろしいでしょうか。

(秋葉委員)

追加で御説明ありがとうございます。状況はよく分かりました。気になりましたのは、前段の御報告のところで、特に森林関係の不調の件数が、おとし1件なのが去年8件と、その後もう一度落札できていればいいんですが、何かそういう担い手が減りつつあるみたいなどころにつながっていると厳しいなと思いましたので、そんなバックグラウンドもあって申し上げた次第です。

将来的にも地域での緊急時も含めて、事業者さんに頑張っていただくといえますか、そ

うしていただけると事業者さんが確保できるような方向で、この入札のところを配慮していただければと思っております。

ですので、取りあえず一旦は個々のほうで重みがあるのかということと理解いたしましたが、そのような意見を持っておりましたので、併せてお伝えしておきます。

(佐々木会長)

ありがとうございました。

(3) 報告事項

ア 建設工事における入札方式の運用について

イ 取組方針の実施状況について（第2回報告）

ウ 説明請求審査部会の審議結果

エ 談合情報に係る会計局調査（公正入札調査委員会）の結果

(佐々木会長)

それでは報告事項に入りたいと思います。

アの「建設工事における入札方式の運用について」、事務局から御報告をお願いします。

(事務局)

20 ページの資料6「建設工事における入札方式の運用について」、その方針について御報告いたします。

建設部をはじめとして知事部局、企業局等では、工事費用の大半が材料費などで特殊な電気・機械等の工事については、見積りの妥当性の確認が困難であることから、一般競争入札により発注しているケースがございます。

一般競争入札では、失格基準価格を適用していない、設定していないというような状況で、非常に低価格の入札が見受けられるという状況になっております。

現在の県の取組としましては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等を踏まえまして、ダンピング受注の排除、また、賃金・物価の状況を適切に反映し、適切な価格転嫁を促進するため、低入札価格調査制度を活用しているところでございます。

これらによりまして、入札方式の運用方針としまして、見積りが主体となる特殊な工事についても、受注希望型競争入札による発注により、失格基準価格を適用する、または、公募型プロポーザルによる発注を基本としていきたいと考えております。

分かりにくいかもしれませんが、一般競争入札につきましては、発注者が個々に失格基準価格を設けるということとなっております。一方、受注希望型競争入札では、建設部が低入札価格調査制度の要領を策定しておりまして、その中で失格基準価格を設けているといった状況でございますので、今まで一般競争入札で行っていたものを受注希望型競争入札にし、調査基準価格はもちろん失格基準価格を設定していきたいというような運用方針でございます。

予定価格の設定や入札に当たっての対応でございます。この運用の見直しについての設定、あるいは対応でございますが、県が委託し一括して行う価格調査や複数の者からの見積り徴取により単価を設定する、また、見積価格の妥当性を確認するため、見積書には内訳書を添付するという事で、適正な単価の設定としていきたいと考えております。

また、入札金額の内訳書の提出と労務費ダンピング調査の実施ということで、これは入札時に内訳書を求め、その内訳書に応じてダンピング調査というものを行っているんですけれども、その際、労務費等の妥当性を確認していきたいと思っております。

説明は以上でございます。

(佐々木会長)

ありがとうございました。

ただいまの御報告につきまして、御質問等ございますか。特にございませんか。

< 発言なし >

(佐々木会長)

それでは、この件につきましては報告として承りました。

続きまして、イの「取組方針の実施状況について」、事務局から御報告をお願いいたします。

(事務局)

21 ページを御覧ください。

資料 7-1 です。「取組方針の実施状況について」ということで、こちらの取組方針は、平成 26 年度の策定から 10 年以上が経過しております。そんな中で、今年度の契約審議会で全体の実施状況の報告に対して御意見をお聞きして、来年度以降に見直し作業をしていくものになります。

今回の報告は、契約に関する条例の関連図、21 ページの上段の図になりますが、そちらにおいては、取組方針の評価、検証結果の確認を行う必要な措置に当たります。取組方針の実施状況などを取りまとめ、評価・検証して行くことについて、またその方法は、令和 7 年度の契約審議会にて御了承をいただいております。

実施状況の報告は、県の契約条例で定める四つの基本理念ごとに、各担当者が実施状況を取りまとめ、今年度の契約審議会で 4 回に分け説明報告を行っており、今回は 2 回目の報告となります。

続いて、同じ 21 ページの下段を御覧ください。

実施区分についてですが、こちらは令和 7 年度の第 4 回の契約審議会にて御了承いただいたものになります。まず、表の一番上の区分Ⅰですが、成果指標や目標値が設定されており、達成度や実施状況が定量的に表されるものになります。続いて区分Ⅱ、指標や目標は明確となっていないが、実施状況が定量的に表せるもの。一番下の区分Ⅲですが、指標や目標が設定されておらず、実施状況が定量的となるものということで、この指標や目標、達成度や実施状況の内容に応じて区分を設定しております。

続いて、22 ページの資料 7-2 を御覧ください。

A3 の資料ですが、こちらの表は、今回御報告する基本理念 2 の「総合的に優れた契約の締結」を抜粋した表になります。

一番左に基本理念をお示ししてあります。その右に取組番号、取組内容を記載されており、その右に実施状況を記号で表示しております。さらにその右側に成果指標と目標を記載しており、一番右側の赤く囲んである部分が実施区分になっておりまして、今回報告対象の取組番号については、薄い赤い色でハッチングをしてございます。

今回の報告では、区分Ⅰに該当する取組は、既に個別で審議会で報告済みですので、報告はございません。区分Ⅱについては五つの取組の実施状況について御報告いたします。区分Ⅲの三つの取組については、書面報告となりますので御了承ください。

続いて、24 ページを御覧ください。

実施状況の報告になりますが、その前に、資料の差し替えをお願いいたします。委員の方の机には差し替えの資料を置いてございますが、取組方針の 20 の下段にあります土木一式工事の円グラフのパーセントの数値に誤りがございました。修正箇所は差し替え資料に添付したペーパーに記載のとおりでございます。お手数をおかけしますが、差し替えをよろしくお願いいたします。なお、PDF の資料データのほうは修正済みとなっております。

それでは、説明を続けます。

こちらの 24 ページの個別のシートですが、このシートの構成について最初に御説明いたします。

一番上に取組方針を記載してございます。その下の青い線の左下に工事と業務の区分、括弧書きのものです。その右側に取組の実施状況と策定・変更の時期、その下の四角で囲んであるところに目標（成果指標）設定の考え方・効果・経過、そして達成度・実施状況、一番下に今後の対応となっております。

それでは、区分Ⅱの説明報告につきまして、取組方針 20 から、順次担当から御説明いたします。よろしくお願いいたします。

（事務局）

24 ページを御覧ください。

資料 7-3、取組方針 20 でございます。こちらは建設工事等、製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、契約の種類及び金額に応じ、参加可能となる入札の入札参加資格に係る点数及び等級を設定するというものでございます。

建設工事等におきまして、目標でございますが、建設工事等に係る入札参加者の点数及び等級を全入札参加者に設定することとございます。

設定の考え方・効果・経過でございますが、建設業法、地方自治法施工例及び各要項に基づいて設定することで、品質の確保及び品質の向上を目指しております。

経過については記載のとおりでございます。

達成度・実施状況でございますが、全入札参加申請者に点数及び等級を付与することにより適正な業者が選定され、支障なく工事が実施されたと考えております。

建設工事及び森林整備のランクは 1 ページのグラフを御確認ください。また、参考として発注標準を添付してございます。

今後の対応でございますが、引き続き適正に企業を評価し、等級の設定をしてまいります。

以上でございます。

(事務局)

続きまして、25 ページ下段をお願いいたします。

先ほどの取組方針 20 と同じでございますけれども、製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」につきまして御説明いたします。

目標・成果指標につきましては、対象業務全案件において設定しております。

その下、設定の考え方・効果・経過等につきましては記載のとおりでございます。

達成度・実施状況でございます。AからCの3等級に区分することで発注規模に応じた適正な事業者を選定し、確実な契約の履行につながっていると考えております。

等級別資格者数及び等級別構成比につきましては、26 ページ上段のグラフを御覧ください。

今後の対応につきまして、建設工事と同様に、引き続き適正に評価を行ってまいります。

(事務局)

それでは、26 ページの下段を御覧ください。

取組方針 22 でございます。建設工事等において、契約の種類及び金額に応じ、資格業種、資格総合点数、同種工事の経験、配置技術者の資格等を入札参加要件とするでございます。

目標でございますが、建設工事等の入札参加要件を全ての建設工事等の入札で設定することでございます。

設定の考え方・効果・経過でございますが、地方自治法及び同施行令に基づいて設定することで、品質の確保及び品質の向上を目指しております。経過は記載のとおりでございます。

達成度・実施状況でございますが、全ての建設工事等で入札参加資格要件を設定することにより、適正な業者が選定され、支障なく工事が実施されたと考えてございます。

入札件数等は記載のとおりでございます。

参考までに、次ページに入札参加資格要件を設定する際に使用する入札参加資格要件調書というものを添付してございます。こちら建設工事と業務委託について、こういった定めているものを参考に添付しております。

今後の対応でございますが、引き続き、建設工事等ごとに入札参加資格要件を設定してまいりたいと思っております。

以上でございます。

(事務局)

27 ページをお願いいたします。

取組方針の 24 番でございますけれども、建設工事において契約内容に応じて設計技術や施工方法等の技術提案を求め、適切な提案を行った入札者の中から落札者を決定する「入

札時技術提案付き受注希望型競争入札」を試行するというものでございます。

対象は建設工事ですけれども、入札者が提示する施工計画、技術提案等と入札価格を一体として評価することが妥当とされる建設工事、これらの工事について、総合評価落札方式技術提案型による実施を目標としております。ここで取組方針については受注希望型競争入札となっておりますが、現在は価格以外も評価する総合評価落札方式の中で、技術提案型というものを行っているということで、目標としましてはこのような記載としております。

技術提案につきましては、記載の平成 16 年、あるいは平成 17 年から行っています。参考に、委託は平成 20 年から試行している状況でございますが、実施状況の欄ですけれども、総合評価落札方式技術提案型につきましては、昨年度工事 4 件、参考で委託 2 件ということで、難易度が高い工事を対象として実施しているところで、全体の約 3 割、委託は 1 割程度というような実施率となっております。

今後の対応といたしましては、令和 7 年度の第 4 回の契約審議会でも審議していただきましたが、今年の 6 月から比較的難易度の高い委託業務において評価項目を必須項目のみとする技術提案型簡易方式というものを試行しております、工事のみならず委託でも同様の拡大を図っていきたいと考えております。

説明は以上です。

(事務局)

続いて 28 ページを御覧ください。

取組方針の 27 になります。「その他の契約」において、サービスの質の向上、環境配慮及び多様な労働環境の整備への取組を評価項目とする総合評価落札方式の拡大を検討するというところで、目標ですが、総合評価落札方式による対象案件の実施拡大というところで、その右側になります、該当業務につきましては、価格以外の評価により、より良質な業務内容となるもの、総合的にコスト削減が見込まれるもの、品質確保と併せ、県の施策の推進が図られるもの、先進事例があり県にとって有利となることが想定されるものということでございます。

その下の設定の考え方・効果・経過につきましては記載のとおりでございます。

達成度・実施状況ですが、技術評価と事業評価などの価格以外の評価を行うことにより、総合的に優れた受託者により業務が履行されていると。括弧書きでございますが、評価している項目につきまして、技術評価としまして、研修体制、業務遂行能力、資格者配置の取組、自主検査体制、それと企業評価としまして障害者雇用の促進、社会貢献、労働環境について評価してございます。

実施状況になりますが、県庁舎清掃業務及び合同庁舎の清掃業務、設備管理業務において、平成 28 年から例年 10 件程度実施しております。令和 7 年度の実施状況は、2 年契約の案件になりますが、入札件数が 11 件となっております。

今後の対応ですが、価格以外の要素を評価することで業務の品質向上につながるため、県の一定の行政目的の実現に資する案件に対し、総合評価落札方式の活用を促進していくということでございます。

説明は以上になります。

(事務局)

28 ページの下段を御覧ください。

取組方針 30 でございます。建設工事、建設工事に係る委託及び「その他契約」において、業務に対する意欲及び技術的な能力を評価し、最適な受注者を選定するため、公募型プロポーザル方式を実施するというものでございます。

目標でございますが、高度な知識や技術力が必要な建設工事・業務を公募型プロポーザル方式で入札を実施することでございます。

設定の考え方・効果・経過でございますが、公共工事の品質確保の促進に関する法律及び地方自治法施行令に基づき公募型プロポーザル方式を実施することで、よりよい業者と契約することを考えてございます。

達成度等でございますが、高度な知識、技術力並びに応用力が要求される案件の契約に当たり、意欲及び技術的な能力を評価することで、最適な受注者を選定しております。代表的な事例や導入の経過は記載のとおりでございます。

達成度・実施状況でございますが、高度な知識や技術力を持つ企業と契約ができました。令和 7 年度の入札件数でございますが、建設工事が 3 件、業務委託が 8 件でございます。

今後の対応でございますが、引き続き高度な知識、技術力並びに応用力が要求される案件の入札で実施してまいります。

以上でございます。

(事務局)

それでは、29 ページを御覧ください。

ただいまの技術管理室からの説明同様、取組方針 30 番について、契約・検査課から説明いたします。

目標（成果指標）につきましては、記載のとおり、企画力や技術力、経験を要するような業務につきまして、公募型プロポーザル方式により実施しているところです。

設定の考え方・効果・経過でございますが、そこに記載の上から二つが考え方というところでございます。プロポーザル方式につきましては、自治法第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づいた随意契約ということでございます。これは、業務実施に最適な企画提案者を 1 者選定して、その 1 者と随意契約を行うというものでございます。それによりまして、高度な知識あるいは技術力の求められる契約に当たって、最適な受注者を選定することができるところでございます。

経過といたしましては、平成 28 年公募型プロポーザル方式の実施要領を策定しております。この取組方針が平成 26 年度にできましたので、取組方針が定められてから 2 年後に実施要領が定められたというような経過になっております。

達成度や実施状況につきましては、そこにございますように、イベントですとか研修、システムの開発といった業務につきまして、高度な知識や技術力を要する業務について、公募型プロポーザル方式によりまして、最適な受注者を選定しているところでございます。

なお、公募型プロポーザル方式の実施件数でございますが、令和 7 年度は 283 件でございます。年度ごとの実施件数をグラフにしておりますが、ここ 3 年間は、見ていただい

てお分かりのとおり、年々プロポーザルで行う方式の件数が伸びているところでございます。

今後につきましても、引き続きこういった公募型プロポーザル方式によることが適当である高度な知識や技術力を要する事業の性質・目的に照らしまして、そういった知見を有する最適な受注者を選定して、1者随意契約を締結してまいりたいと考えているところでございます。

説明は以上です。

(事務局)

説明報告の取組につきましては、以上となります。29ページの下段の取組方針32以降、こちらにつきましては書面報告のみとなりますので、お願いします。

取組方針の実施状況の説明につきましては、以上になります。よろしくをお願いします。

(佐々木会長)

ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、御質問等ございますか。

相澤委員、どうぞ。

(相澤委員)

説明報告の達成度と実施状況ですが、達成されたという書面、あるいは資料はおのこの技術管理室だったり、契約・検査課で行われていると思うんですが、例えば、28ページでいいますと総合的に優れた委託業務により契約が履行されているとか、高度な知識や技術力を持つ企業と契約できたと判断されたのはどこの部署になるのでしょうか。あるいはどこの方がそういうふうに判断して書かれたのか、説明をお願いしたいと思います。

(濱契約・検査課長)

今いただいた御質問につきましては、それぞれの契約ごとに設定しているものもございますので、実際には発注機関、県の出先機関であったりがその成果を得ているという状況にあるんですけれども、今まで取組方針に基づいて取り組んできて、特に大きな問題などは生じていないですし、それぞれの取組の趣旨に沿った形で業者が選定されたり、それに応じた成果内容になったりということやってきていると思っております。

例えば、個々の建設工事であれば成績評定ですとか、また形を変えてテーマが出ているんですけれども、取組を通じて契約を履行しているという観点では大きな問題は生じていませんし、成果が出ているのではないかと考えています。それは契約・検査課なり技術管理室が総括的に判断しているところでございます。

(相澤委員)

分かりました。特に結果として問題がなかったということでこういうふうの実施状況や達成度を評価なさったということでよろしいでしょうか。

(濱契約・検査課長)

そうです。

(相澤委員)

段階的に、例えば、その元の部署の長の方が、ちゃんと問題はなかった、そのとき別の契約・検査課の長、あるいは審議をする会とかで問題はなかったというふうに認めたと、そういうふうにいろいろな段階でされてここに来たと理解してよろしいでしょうか。

(濱契約・検査課長)

個別に評価を一つずつ検証したかということまではしないんですけれども、適正に履行されて成果を得て、契約不履行だとか大きな問題が生じずに一定の成果を県が受けたということを評価して、こう判断したということでございます。

(相澤委員)

分かりました。ありがとうございます。

(佐々木会長)

ほかに御質問はございませんか。

< 発言なし >

(佐々木会長)

それでは、この件につきましては報告として承ったということにしたいと思います。
続きまして、説明請求審査部会の審議結果について御報告をお願いします。

(事務局)

32 ページの資料 8 を御覧ください。

建設工事に係る委託業務の成績評定に関する再説明請求について知事から諮問を受けまして、説明請求審査部会を開催しました。そちらについて御報告いたします。

「1 開催内容」につきましては記載のとおりでございます。6 月 16 日に部会を開催し、再説明請求者、発注機関、検査員、主管課、要領所管課、及び事務局同席の下、岩片部会長と中畠委員に説明請求に関する事情聴取等を行っていただきました。

再説明請求の内容については、提案力、改善力等の 12 項目の評価点について適切な評価が行われていないというような内容でした。

「2 審議結果」につきましては、審議会規則第 5 条第 6 項及び平成 26 年度第 1 回契約審議会の議決により、部会の決議をもって審議会の決議としております。審議会として知事に答申した内容を読み上げます。

監督員及び検査員の評価内容及び採点表は正当に評価されたものと認められ、変更しないことが妥当である。なお、本業務は若手技術者を配置しているが、両者の発言を聞く中で、双方に若手技術者の育成という観点での配慮が必要であったことがうかがわれるため、

今後同様の業務において、受注者及び発注者双方は、若手技術者の育成を念頭に置いた業務の執行に努められたい。

また、両者は、共通の認識の下、業務が執行できるよう、意思疎通を十分に図られたい。としています。

事情聴取の中で、受注者側からは若手技術者への配慮をいただけないのかとの御発言がございまして、発注者側からは若手技術者の打合せへの参加が少なかったというような発言もあったこと、また受発注者間に認識の違いが生じていたことを踏まえまして、このように答申をしております。

説明は以上でございます。

(佐々木会長)

ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、御質問等ございますか。特にございませんか。

< 発言なし >

(佐々木会長)

ありがとうございました。それでは、この件については報告として承りました。

続きまして、報告事項の最後でございますが、談合情報に係る会計局調査（公正入札調査委員会）の結果について、事務局から御報告をお願いします。

(事務局)

資料9をお開きください。説明の前に1点お断りしなければならない事柄がございます。本件につきましては、入札談合に関わるものです。したがって、個人や企業に関わる情報を取り扱う性質上、今回の資料についても、個人または企業に不利益が生じない範囲で、できる限り詳細な資料を作成しておりますので御了承ください。

そのため、資料に記載のない事柄についての御質問については、場合によっては十分お答えできないことがございますので、あらかじめ御了承いただければと思います。

それでは、資料を御覧ください。談合情報に係る会計局調査及び公正入札調査委員会の実施結果でございます。

資料の「1 談合防止に係る制度」でございます。長野県における談合防止に係る制度について御説明いたします。

1点目でございますけれども、長野県の契約に関する条例第3条において、談合や不正行為の排除を徹底することにより、契約の適正化が図られなければならないということが、基本理念としてうたわれております。

2点目としまして、長野県談合情報対応要領が定められておりまして、談合情報があった場合に、県の各機関がどのようなタイミングでどのように対応するのかということが定められております。

大まかな流れとしましては、資料にある四角が横に並んだ図を御覧いただければと思います。左側から、談合情報が県に寄せられた場合に、最初に発注機関において調査を行い

ます。発注機関調査の結果において、必要に応じ会計局調査の調査請求を発注機関が行い、会計局においてさらなる調査を行います。

その後、それまでの調査結果について公正入札調査委員会、これは会計局長以下で構成されている委員会でございますが、この委員会にて諮りまして審議をいただいた上で結論を出すという流れになっております。そして、会計局調査等が行われたことを今回長野県契約審議会にて報告するということが要領で定められておりまして、本日契約審議会にて御報告しているところでございます。

それでは、本日の報告事案について具体的に説明いたします。

お手元の資料の2でございます。今回の報告事案について二つございます。

まず、1点目でございますが、(1) 県の発注物件の買入れ事案についてでございます。こちらは今年3月に匿名の方から県に対して談合情報が寄せられました。内容としては記載のとおりでございますが、県発注物件の買入れにおいて談合があるのではないかという内容でございました。

これを受けて、先ほど説明した要領に基づいて、発注機関がまず調査を行いました。その上で、4月に会計局へ調査請求がされました。その後、会計局において発注機関の調査結果の分析や検証・事実分析を行いました。

結果としましては、談合を示唆するような内容は認められませんでした。調査は供述内容に矛盾点や不自然な点等がないか、慎重かつ入念に調査を行いまして、こうして得られた調査結果について6月に公正入札調査委員会に諮り、審議をしたところでございます。

委員会の審議におきましては、これまでの調査結果を慎重に審議いただきまして、結論としては、入札談合、または入札談合等関与行為を疑うに足る事実を確認できなかったという結論に至ったものでございます。

次に二つ目、隣のページでございます。こちらは県発注の工事事案でございます。今年5月に匿名の方から談合情報、ある社が事前に落札会社を決定し、ほかの応札参加者4社と入札金額の調整、連絡を行った上で談合を行っているというものでございました。

こちらも要領に従いまして、発注機関調査、会計局調査を行いまして、8月の公正入札調査委員会で審議をしまして、こちらも入札談合、または入札談合等関与行為を疑うに足る事実を確認できなかったという結論に至ったというものでございます。

以上、2件御報告いたしました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

(佐々木会長)

ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、御質問、御意見等ございますか。特にございませんか。

< 発言なし >

(佐々木会長)

ありがとうございました。それでは、この件につきまして報告として承りました。

すみません、時間が少し超過してしまいましたが、以上をもちまして予定していた議事は全て終了いたしました。

本日の会議事項、またはそれ以外の事項について、ここでおっしゃっておきたいことがございましたらどうぞ。特によろしいでしょうか。

それでは、時間が超過して申し訳ございませんでしたが、円滑な議事進行に御協力いただきありがとうございました。事務局にお返しします。

8 その他

(小池課長補佐)

多数の事項につきまして、貴重な御意見、また慎重な審議をいただきまして誠にありがとうございました。

それでは、次第の8のその他でございますが、事務局から1点お知らせがございます。令和8年度第3回契約審議会につきましては、11月上旬に予定しておりますので、後日事務局から御予定を確認させていただきます。その際は、予定の報告をお願いしたいと思います。

そのほか、委員の皆様から何かございますか。

< 発言なし >

9 閉 会

(小池課長補佐)

それでは、以上をもちまして、「令和8年度第2回長野県契約審議会」を閉会いたします。

本日は誠にありがとうございました。

(了)